

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）」が平成29年6月9日に公布され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成29年10月1日に施行されました。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には処理基準が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。

長崎県では、産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合、下記のとおり変更届の提出により許可証の書換えを行いますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、「（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）」や「（水銀含有ばいじん等を除く。）」と一度許可証へ記載された産業廃棄物処理業者が、「（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」や「（水銀含有ばいじん等を含む。）」へ取扱いを変更しようとする場合は、産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要がありますので、ご注意ください。

記

1. 届出受付先

長崎市、佐世保市、県外の方 : 長崎県資源循環推進課
長崎市、佐世保市以外の県内の方: その地域を管轄する県立保健所

2. 届出方法

正副2部提出（手数料不要）
県立保健所に提出する場合は3部提出

3. 届出に必要な書類

(1) 収集運搬業者（積替保管なし）

変更届（様式第11号）

取扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）を記載した書類

(2) 収集運搬業者（積替保管あり）

変更届（様式第11号）

取扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）を記載した書類

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の積替え・保管を行う施設の所在地、施設内配置図（変更がある場合は、変更前後が分かる図面等）

保管に当たって、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を記載した書類

(3) 処分業者

変更届 (様式第 1 1 号)

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の処分を行う施設の所在地、施設内配置図(変更がある場合は、変更前後が分かる図面等)

水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置内容を記載した書類

水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を取扱う場合は、水銀の回収方法 (取扱わない場合はその旨の記載)、中間処理後の残さの処分・再生利用方法を記載した書類

水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法 (取扱わない場合はその旨記載)、中間処理後の残さの処分・再生方法を記載した書類

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋立処分する場合は、不溶化・固型化の方法 (取扱わない場合はその旨記載) を記載した書類

主要機器及び付帯設備の配置図